

新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第29号

新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条（略）</p> <p><u>（特定地域）</u></p> <p>第6条の2 <u>条例第7条第2項第12号の規則で定め</u> <u>る地域は、医療法（昭和23年法律第205号）第30</u> <u>条の4第1項に規定する医療計画に定められた同</u> <u>条第2項第14号に規定する区域のうち、下越圏域、</u> <u>県央圏域、魚沼圏域、上越圏域及び佐渡圏域とす</u> <u>る。</u></p>	<p>第6条（略）</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。